墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

第1条による改正(墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和3 1年墨田区条例第17号))

#### 改 正 案

現 行

(期末手当)

### 第6条 〔略〕

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在)における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の173.5、12月に支給する場合においては100分の169.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。表 [略]

[ 同左]

# 第6条 〔略〕

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在)における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の173.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表〔略〕

3 〔略〕

第2条による改正(墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)

# 改 正 案

第1条による改正後

(期末手当)

#### 第6条 〔略〕

3 〔略〕

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在)における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の171.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)におけるその者の在職期間の区分に応じて、

〔同左〕

#### 第6条 〔略〕

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、退職、失 職又は死亡の日現在)における別表に定め るその者の議員報酬の月額及び議員報酬の 月額に100分の45を乗じて得た額の合 計額に、3月に支給する場合においては1 00分の25、6月に支給する場合におい ては100分の173.5、12月に支給 する場合においては100分の169.5 を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基 準日が12月1日であるときは、6月以内) 次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 〔略〕

3 〔略〕

におけるその者の在職期間の区分に応じて、 次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 〔略〕

3 〔略〕

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。